

金属労協「政策・制度要求」これまでの成果

金属労協主査／浅井 茂利

金属労協の「2021年政策・制度要求」では、いくつかの重要な前進がありました。筆者がこのコーナーを担当するのも、今回が最後となりますが、本稿では、1980年代以降の金属労協の政策・制度要求の前進を振り返るとともに、最近の前進状況についてご紹介したいと思います。これらのすべてが金属労協の主張の結果である、などと言うつもりはありませんが、それでも、金属労協が中心となって主張し、あるいは先鞭をつけてきたと考えています。

金属労協「政策・制度要求」のこれまでの主な前進

(行政改革)

1981年に設置された第二次臨時行政調査会は、電電公社・専売公社の民営化、国鉄の分割・民営化などの成果をあげました。金属労協

では、金杉秀信副議長（造船重機労連委員長）が第二臨調に参加し、多大な貢献を果たしました。また金属労協は、同盟（のち友愛会議）、化学エネルギー労協、学者グループなどとともに、行政改革推進国民運動会議を組織、他の民間団体を含めた行革国民会議に参画するなど、積極的な活動を進めました。

橋本行革および小泉構造改革においては、郵政民営化を主張、生保労連をはじめ関係組織との意見交換を深め、民営化の実現に役割を果たしました。

2002年以降、自治体の実施している事業に関し、①「そもそも」必要か、②必要ならばどこが実施すべきか、③本来の目的に沿った仕組みとなっているか、効率化できるか、などについて、外部の視点で、公開の場で、担当職員と議論して判断していく「事業仕分け」が行われてい

ました。金属労協は、これを国としても実施するように主張、2008年には自民党が「政策棚卸し」を行い、2009年に民主党政権が発足すると、行政刷新会議が設置され、政府として事業仕分けを実施することになりました。第2次安倍内閣発足後も「行政事業レビュー」と名称を変えて実施されており、わが国の行政改革の主軸となっています。

(物価の国際比較)

1985年のブラザ合意によって急激な円高が進む中で、政府は円高メリットの還元などを通じた国民生活の質の向上をめざしました。金属労協では、組織内企業の海外駐在員に対し、生活に密接な30品目に関する小売価格調査を依頼、これを指数化して物価水準の国際比較を行い、のちに経済企画庁が行った物価水準の国際比較に影響を与えることとなりました。

(消費税の導入)

80年代には大型間接税導入の是非が焦点となりましたが、金属労協の中村卓彦議長は、1987年の第26回定期大会において、「今後、わが国が世界一といわれる高齢化社会をむかえるなかで、国民の負担をどう考えていくか、受益と負担の公正をどう確保していくかが、これまで以上に重要である。しかし、現在の税制では自営業者や農業従事者に対する所得捕捉が著しく低い。そのため、勤労者の負担が極めて過重となっている。こうした状況は、やはりE.C型付加価値税の導入などによる直間比率の見直しによって勤労者に大幅な減税を行い、公正な税負担となるようにしなければならぬ」と発言、インボイスを用いるE.C型付加価値税導入を明確に打ち出しました。中村発言はマスコミで大きく報じられ、1989年4

月の消費税導入のひとつの契機となりました。

(円高是正・デフレ脱却)

日銀では速水総裁(第28代・1998～2003年)および白川総裁(第30代・2008～2013年)の下で、引き締め気味の金融政策が展開され、円高・デフレを招きました。2011～2012年には、為替相場は1ドル＝70円台の戦後最高値となり、ものづくり産業の収益は大打撃を受けるとともに、工場閉鎖が続出、マザー工場や研究開発拠点が海外に移転し、国内産業の空洞化が懸念されることとなりました。金属労協は2000年代初頭には超党派の議員連盟「デフレストップを実現する会」、2010年代初頭には同じく「円高・欧州危機等対応研究会」と連携、2012年には日銀企画局長とはじめて政策懇談を行うなど働き掛けを強化し、福井総裁(第29代・2003～2008年)の量的金融緩和、黒田総裁(第31代・2013年～)の量的・質的金融緩和の実現に寄与しました。

(課税最低限)

小泉内閣の税制改革では、所得税の課税最低限(所得税が課税される最低年収)は、当時は、夫婦2人、う

ち1人は高校・大学生の場合で384.2万円)が高すぎるため、就業者の4分の1が所得税を負担していないとして、その引き下げが焦点となりました。金属労協は、*非納税者のうち、民間の給与所得者で、1年を通じて勤務し、年収200万円超で、住宅取得控除の対象でない者は就業者全体の1.8%にすぎない。
*現行の水準は、夫婦2人の場合は生活保護基準とほぼ見合っている。
*購買力平価で換算すると、日本はおおむね米国なみ。ドイツ、フランスに比べ大幅に低い。
ことなどを指摘した「政策レポート」を発行、経済紙誌において引用されるなど注目を浴びました。2004年には配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止されてしまいました。以降は子ども手当の創設、高校の実質無償化に対応した扶養控除の削減に止まっています。

(TPP参加)

2009年11月、米国・オバマ大統領がTPP交渉への参加を表明したのをきっかけに、金属労協も検討を進め、「2010～2011年政策・制度課題」において日本のTPP

参加を確認、2011年には、政策レポート第37号「TPPに早期参加を」の発行、「TPP早期参加を求める緊急アピール」の発表、「TPP交渉への早期参加を求める国民会議」への参画など、以降、強力な取り組みを展開し、わが国のTPP交渉参加と交渉合意、TPP11の発効に大きな役割を果たしました。

また、カロリーベースの食料自給率の低さがクローズアップされる中で、その欠陥を指摘、農林水産省もこれに対応して、「食料自給力」の指標が発表されるようになりました。ちなみに2018年のデータでは、エネルギー必要量2169kcalに対し、現在の食生活での供給可能熱量が1727kcal(必要量の80%)、いも類中心の作付けをした場合の供給可能熱量が2379kcal(同110%)となっています。

(ILO105号条約の批准)

わが国では、ILOの基本8条約のうち105号(強制労働廃止条約)、111号(差別待遇条約)が未批准でしたが、このうち105号については、国家公務員法、地方公務員法において、公務員ストの指導者に対し禁固刑ではなく、懲役刑が適

用されていることが批准の障害となっていました。おりしも、懲役刑と禁固刑との単一化が検討されていましたので、金属労協は、単一化された刑が105号に抵触するものとならないよう主張、当初、単一化は懲役刑に近い方が想定されましたが、その後、禁固刑に近いものに方向転換されました。2022年の通常国会では、国家公務員法、地方公務員法における単一化された刑(拘禁刑)への改正案、およびILO条約105号の国会承認案が提出されています。

2021年政策・制度要求 など最近の前進状況

(CN以外の科学技術課題の開発を支援する基金の創設)

2050年にCN(カーボンニュートラル)を達成するための新技術開発については、菅内閣の下で2020年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、特に重要なプロジェクトについて、「官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、目標達成に挑戦すること」をコミットした企業に対して、技術

開発から実証・社会実装まで一貫通
費で支援を実施」するための「グリー
ンイノベーション基金」2兆円が設
けられました。

しかしながら、新技術開発に対す
る支援が必要なのは、CN分野だけ
に限りません。DX(デジタル・トラ
ンスフォーメーション)や新冷戦へ
の対応ともあわせ、われわれはまさ
に大変革の嵐の中にあります。

金属労協は、わが国の命運を握る
科学技術課題に対し、CN以外の分
野に関しても、「グリーンイノベー
ション基金」と同様の基金を創設す
るよう主張してきました。

2021年度補正予算では、先端
的な重要技術にかかわる研究開発
を、複数年度にわたって支援する「経
済安全保障重要技術育成プログラ
ム」が5千億円の規模(当初は文科
省と経産省の合計で2500億円)
で創設されることとなりました。金
額的にはごく小さいものではありません
ですが、支援の枠組みができたこと
については、第一歩として評価すべ
きだと思います。単に企業を支援す
るということだけでなく、委縮した企業経
営者の意識・行動を抜本的に変えて
いくため、さらに大胆な支援を行っ
ていく必要があります。

(従業員重視・ステークホルダー 重視のビジネスモデル)

金属労協では、米国の経営者団体
ビジネス・ラウンドテーブルが20
19年8月に発表した「企業目的
に関する声明」、2020年1月の
世界経済フォーラムにおける「ダボ
ス・マニフェスト2020」などを
踏まえ、「従業員重視・ステークホル
ダー重視による高付加価値・高利益・
高賃金のビジネスモデルへの転換、
長期的利益・持続的発展を追求する
企業行動の促進」を主張してしま
した。たとえば「企業目的に関する
声明」は、

*顧客への価値の提供

*従業員への投資

*サプライヤーとの公正で倫理的な
取引

*地域社会への支援

*株主への長期的な価値の創出

という5項目を掲げ、企業、地域社
会、そして国の将来の成功のために、
すべてのステークホルダーに価値を
提供することを約束しています。

岸田内閣の掲げる「新しい資本主
義」「成長と分配の好循環」は、まさ
に「従業員重視・ステークホルダー
重視による高付加価値・高利益・高
賃金のビジネスモデルへの転換」を

促すものであり、金属労協の主張に
沿ったものと考えられます。

(産業教育設備予算)

都道府県立の工業高校など専門高
校に対する産業教育設備費は、国の
補助が三位一体改革により2005
年度に一般財源化されたため、都道
府県の予算で行うことになっていま
す。DX、CN、新冷戦に対応する
産業の大変革の中で、工業高校の重
要性が高まると高まる一方、その実
験実習設備は老朽化が指摘され、予
算の制約により更新や修繕が困難
な状況にあります。

文科省では、スーパー・プロフェッ
ショナル・ハイスクール(2014~
2021年度)、地域との協働に
よる高等学校教育改革(2019
年度)、マイスター・ハイスクール
(2021~2023年度)、そして
スマート専門高校(2020年度第
3次補正予算)と支援策を小刻みに
つなぐことにより、専門高校支援
の予算を確保していますが、金属労
協は、「国の予算としての都道府県
立専門高校の産業教育設備予算の復
活」を主張してきました。

こうした中で、政府の2021年
度予算において「高等学校の設置者
が、産業教育のための実験実習設備

を整備する経費について、高等学校
段階におけるICT化・オンライン
化の推進等のため、地方交付税措置
を充実する」ことになりました。産
業教育設備予算自体の復活ではな
く、あくまで実験実習設備に使っ
てもらうために、一般財源である地方
交付税措置を増やしますよ、とい
うことなので、実際に産業教育設備予
算に使われるかどうかは、都道府県
ごとに確認していかなくてはなりま
せんが、産業教育設備に対する恒久
的な国の支援が実現した、というこ
とになります。

(優越的地位の濫用規制の強化)

下請法の規制対象となるのは、物
品の製造委託・修理委託の場合、資
本金3億円超の親事業者と3億円
以下の下請事業者の取引、1千万
円超3億円以下の親事業者と1千
万円以下の下請事業者の取引に限
られています。親事業者の資本金が
1100万円の場合は、1千万円の
下請事業者との取引も対象となりま
すが、親事業者が3億円の場合、下
請事業者が1100万円だと対象
にならないなど、バランスを欠いた
ものとなっています。金属労協は、
企業規模とは関係なく下請法の対
象とすべきであることを主張して

きました。

また、独占禁止法の優越的地位の濫用規制が、事実上、製造業者間の取引に適用されていない状況にあることから、これへの適用を主張しています。

さらに、EU法、英国法、イタリア法では、「競争制限的協定」「支配的地位の濫用」「企業結合」が競争法の規制の柱となっていますが、日本の独禁法では、「優越的地位の濫用規制」「私的独占の禁止」「不当な取引制限の禁止」「事業者団体の規制」「企業結合の規制」「独占的地位の規制」とともに6つの禁止・規制項目のひとつにすぎない「不正な取引方法の禁止」の一項目という位置づけとされていることから、独禁法をたとえば、

＊「競争制限」の禁止

＊「優越的地位の濫用」の禁止

＊「企業結合」の規制

という3本柱とするなど、優越的地位の濫用規制の位置づけについて、再検討を要求してきました。

2021年12月に政府が取りまとめた「パートナーシップによる価

値創造のための転換円滑化施策パッケージ」では、

＊資本金要件などにより下請法の対象とならない取引も、優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを周知徹底する。

＊優越的地位の濫用に関し、コストの上昇分の取引価格転嫁拒否について、これまで荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたのを、他の業種についても対象とする。

＊近年の諸外国における買いたたき等に対する考え方も参考にし、2010年の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

などが盛り込まれ、少なくとも、金属労協が主張する課題、すなわち、
＊下請法の資本金要件には問題がある。

＊優越的地位の濫用規制を製造業にも適用すべきである。

＊優越的地位の濫用規制の位置づけをより強める必要がある。
という点について、これを認めたいものになっていると思われる。

（人権デュー・デリジェンスのガイドライン作成、義務化）

人権デュー・デリジェンスに関しては、欧州各国を中心に法制化・義務化が進み、EU指令案も示されています。日本企業も、欧州で事業を展開しているところはもとより、

欧州企業と取引を行っている企業も、対応を迫られることとなります。

金属労協では、企業が人権デュー・デリジェンスを実践するための日本版ガイドラインの作成、海外事業拠点を有する企業に対する義務化を求めてきましたが、2022年2月、萩生田経産大臣が記者会見において、指針の作成および法制化の意向を示し、3月には「ガイドライン」の検討が開始されました。

（外国人材の状況の詳細な掌握、国内人材を確保できないことの立証）

外国人材実習制度については、実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。しかしながら、2017年11月の新しい制度導入以降、情報公開がむしろおろそかになっている傾向が見られることから、金属労協では、外国人材の生命と人権、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境などの状況に関し、詳細な

掌握に努めるよう求めてきました。

また、産業・企業が特定技能制度を利用するに際しては、十分な賃金・労働諸条件が提供されているにもかかわらず、国内人材を確保できないことの立証を要件とするよう主張しています。

2021年10月、厚労省に出入国在留管理庁、総務省も参加して、「外国人の雇用・労働等に係る統計整備に関する研究会」が設置され、2022年3月、最終報告書が発表されました。

報告書では、外国人を対象に、事業所調査および労働者調査を行う新たな統計の整備が打ち出され、就業上の地位、雇用形態、就業日数、職種、収入関係、勤続年数、訓練・自己啓発、育児・介護状況、国内外の入職経路や前職情報、入職に要する費用、世帯構成、世帯収入、送り額、社会・労働保険加入状況などが調査項目として想定されています。

また、国内人材を確保できないことの判断については、既存統計（雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、労働力調査等）について、個票（調査票）による分析を行い、指標を作成する方向が打ち出されるとなっています。

資料

政策・制度解説コーナー

金属労協「政策・制度要求」これまでの成果